

所沢市告示第 493 号

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 22 日

所沢市長 小野塚 勝俊

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類：市道

整理 番号	路線名 (市道)	区 間	幅員 (m) 上段：変更前 下段：変更後	延長 (m) 上段：変更前 下段：変更後	供用 開始日
1	1- 577 号線	東住吉 450番 1地先から 東住吉 671番 1地先まで	2.7 4.2	75.60 79.90	告示日
2	1- 888 号線	東住吉 663番 7地先から 日吉町 633番 1地先まで	7.5～32.0 7.5～48.2	320.30 320.30	告示日
3	1- 974 号線	東住吉 692番 20地先から 東住吉 672番 2地先まで	1.8 1.8～5.1	312.90 312.90	告示日

道路の供用開始

道路の種類：市道

整理 番号	路線名 (市道)	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	供用 開始日
4	1- 912 号線	東住吉 658番 6地先から 東住吉 658番 6地先まで	4.2	10.30	告示日

所沢市告示第 494 号

令和7年度所沢市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を所沢市告示第188号で告示していたが、別紙のとおり修正があったため、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条第3項の規定により告示する。

なお、修正した実施計画は、令和7年10月22日から施行する。

令和7年10月22日

所沢市長 小野塚 勝 俊